

入札公告(事後審査、持参・郵送方式)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので公告する。

令和元年9月11日

和歌山県土地開発公社理事長 下 宏

入札に付する委託業務の概要	
事業年度・業務番号	令和元年度 加整委 第7号-3
業務名称	加太開発整備事業(7号用地) 測量業務
業務場所	和歌山市加太地内
業務概要	路線測量 0.2km
業務期間	60日間
予定価格	947,100円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
予定価格(税抜き)	861,000円(消費税及び地方消費税の額を除く。)
最低制限価格	設定有り・事後公表
業務形態	単体企業
支払条件	前払金 有 部分払 無

入札に参加する者に必要な資格に関する事項	
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。	
和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。	
条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく認定を受けている者で、右の要件に該当する者であること。	平成31・32年度和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査により測量一般の認定を受けていること。
海草振興局建設部管内に住所又は本店を有する者であること。	
和歌山県発注業務で入札書を提出した日の3か月前から落札決定の日までに60点未満の業務成績評定結果通知又は業務成績評定結果再通知を受けた者でないこと。また、和歌山県発注業務で入札書を提出した日の6か月前から落札決定の日までに55点未満の業務成績評定結果通知又は業務成績評定結果再通知を受けた者でないこと。なお、業務成績評定結果再通知により上記の条件を満たさなくなった場合はこの限りでない。	
談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。	
和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。	
会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。	
同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。	
(ア) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ① 親会社と子会社の関係にある場合 ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合	
(イ) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については単体企業の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ① 一方の単体企業の役員が、他方の単体企業の役員を現に兼ねている場合 ② 一方の単体企業役員が、他方の単体企業の管財人を現に兼ねている場合	
(ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合 ① 複数の単体企業により構成される組合等とその組合等を構成する単体企業の場合 ② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合	

平成21年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市、和歌山県内の市町村又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ若しくはエ)に定める法人発注の測量一般業務の受注実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査会で測量一般業務の受注実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。

入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術資料の提出等、当該審査に係る事前の手続は要しない。	
仕様書等(設計図書)の入手方法	
技術資料作成要領は、和歌山県土地開発公社ホームページに掲載する。	
設計図書等は、和歌山県土地開発公社ホームページに掲載する。	
仕様書等に対する質問及び回答	
受付期間	令和元年9月13日(金)午前9時00分から午後4時00分まで
回答予定日	令和元年9月17日(火)
受付方法 質問書(別記第2号様式)により直接持参又は下記連絡先あてファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。別記第2号様式に業務名、会社名、担当者、電話番号を記入して下さい。	
受付場所	〒641-0024 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号 和歌山県土地開発公社
電話番号	073-448-1832
ファクシミリ番号	073-448-1836
メールアドレス	pref-wakayama-ldpc@pref-wakayama-ldpc.jp
※メールで質問を行う場合は、メール本文に質問を記載せず質問書に記入の上、質問書を電子ファイルとして添付すること。	
回答の閲覧方法	和歌山県土地開発公社ホームページに掲載する。
現場説明会は、行わない。	

入札等

開札予定日時及び場所	開札日時 令和元年9月26日(木)午後13時35分から 開札場所 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号 和歌山県土地開発公社
入札等の提出について	
入札参加者は、入札書(別記第3号様式)及び業務費内訳書(別記第4号様式)(以下これらを「入札書等」という。)を封筒に入れ、封筒の表面に、事業年度、業務番号、業務名、業務場所、入札者の商号又は名称、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載の上、密封し提出期間内に提出しなければならない。なお郵送による場合は、入札書等を一般書留郵便、簡易書留郵便のいずれかの方法によること。	
入札書等の提出先及び提出期間等は下記のとおりとする。	
< 郵送の場合 >	
提出先	〒641-0024 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号 和歌山県土地開発公社
提出期間	令和元年9月18日(水)から令和元年9月25日(水)まで
提出期限	令和元年9月25日(水)の午後5時00分までに提出先へ必着させること
< 持参の場合 >	
提出場所	上記開札場所に持参し下記提出期間内に提出すること
提出期間	令和元年9月26日(木)午後13時30分から午後13時35分まで
提出期限	令和元年9月26日(木)の午後13時35分まで
< 封筒の記載例 >	
事業年度・業務番号	令和元年度 加整委 第7号-3
業務名	加太開発整備事業(7号用地)測量業務
業務場所	和歌山市加太地内
商号又は名称	〇〇〇〇
担当者の所属及び氏名	〇〇〇〇
担当者の連絡先 電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
ファクシミリ番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。	
一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。	
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
開札日において、実施要領第12条の各号のいずれにも該当しない入札書を提出した者が2者以上ないときは、この入札を不成立とする。	
実施要領第13条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。	

開札等に関する事項	
開札状況の公表予定日	令和元年9月27日(金)
落札予定日	令和元年9月30日(月)
入札結果の公表	落札決定の翌日(休日を除く)
公表方法	開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県土地開発公社のホームページに掲載する。

審査に関する事項等	
入札参加資格要件の審査は、実施要領第16条の規定に基づき、提出された技術資料等により行う。	
一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。	

落札者の決定方法	
予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした落札候補者(最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る入札を行った者を除く。)を落札者とする。	

契約に関する事項	
落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が、建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札(事後審査・持参方式)実施要領第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、和歌山県土地開発公社は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。	

留意事項	
業務内訳書の様式については、和歌山県土地開発公社のホームページに掲載する。	

特記事項	
開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第16条の規定に基づく技術資料の提出指示を受けた入札者は、不当要求行為等の防止に係る誓約書を併せて提出すること。	

この入札公告における用語の定義	
「休日」とは、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日をいう。	
「実施要領」とは、建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札(事後審査・持参方式)実施要領(平成20年10月15日制定)をいう。	
「技術士」とは、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士の資格を有する者をいう。	
「技術管理者」とは、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第3条第1号ロの規定に基づき認定された技術管理者をいう。	
「シビルコンサルティングマネージャ」とは、一般社団法人建設コンサルタンツ協会の定款第4条第6号に基づくシビルコンサルティングマネージャ資格試験の合格者をいう。	
「一級建築士」とは、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項の規程に基づく一級建築士をいう。	
「二級建築士」とは、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第3項の規程に基づく二級建築士をいう。	
「木造建築士」とは、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第4項の規程に基づく木造建築士をいう。	
「測量士」とは、測量法(昭和24年法律第188号)第49条により登録された測量士をいう。	
「測量士補」とは、測量法(昭和24年法律第188号)第49条により登録された測量士補をいう。	